

レギュラトリーサイエンス新技術開発事業審査実施規程

第1 審査委員会の設置等

1 審査委員会の設置

「レギュラトリーサイエンス新技術開発事業の実施について」第5に基づき、レギュラトリーサイエンス新技術開発事業（以下「本事業」という。）の委託先の選定のため、農林水産省消費・安全局において、「レギュラトリーサイエンス新技術開発事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査体制

審査委員会は次の条件を満たす者で農林水産省消費・安全局長が審査委員会の委員として委嘱する外部専門家のほか、農林水産省消費・安全局担当官により構成する。

なお、審査委員会の委員長は各委員のうちから互選するものとする。

- (1) 公募に係る提案書を審査するための十分な能力を有し、かつ、公正な立場から審査を行うことができる者であること。
- (2) その氏名及び所属並びにその者が行う審査結果の内容の公表について、あらかじめ同意している者であること。

3 審査委員会の委員の任務等

ア 審査委員会の委員は、農林水産省消費・安全局長が審査を依頼した研究課題について審査するものとする。ただし、審査に当たっては、公正で透明な審査を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにするとともに、利害関係者が加わる場合には、その理由を明確にする。

イ 利害関係者の範囲は、次の（ア）から（キ）に定めるとおりとする。

- （ア）当該研究課題の中で研究課題担当者となっている場合。
- （イ）当該研究課題の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、独立行政法人等の研究機関における同一の学科、研究所等に所属する場合。
- （ウ）当該研究課題の研究課題担当者と親族関係にある場合。
- （エ）当該研究課題の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
- （オ）当該研究課題の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
- （カ）当該研究課題の研究課題担当者と密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係にある場合。
- （キ）その他、農林水産省消費・安全局長が公正な判断を行うに当たって適当ではないと判断した場合。

ウ 審査委員会の委員は、研究課題の審査により知り得た情報について、農林水産省消費・安全局長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究に利用してはならない。

4 意見の聴取等

審査委員会は、必要に応じ、行政部局の関係課からの意見聴取又は研究課題提案

者からの聞き取りのための参加を求めることができるものとする。

5 審査委員会に関する庶務は、農林水産省消費・安全局消費・安全政策課が行う。

第2 審査の基準等

1 審査の基準

審査の基準は別表のとおりとする。

2 委託先の決定

審査委員会は、審査の基準に基づいて審査を行い、別紙の審査票を作成し、予定委託先を決定する。

また、必要に応じて研究実施に当たっての留意事項を付することができる。

3 審査委員会は、審査の結果、本事業の予定委託先を決定したときは、支出負担行為担当官農林水産省消費・安全局長に通知する。

第3 審査結果の公表

支出負担行為担当官農林水産省消費・安全局長は、第2の3の規定により審査委員会から審査結果の通知を受けたときは、審査結果を応募者に通知し、公表する。

なお、予定委託先への通知の際には、必要に応じ、研究実施に当たっての留意事項を付することができる。

別 表

レギュラトリーサイエンス新技術開発事業審査基準

審査項目	審査基準	
I. 趣旨理解	1. 公募課題の内容を応募者が理解しているか。	A : 理解している B : 概ね理解している C : 理解していない
II. 提案内容	1. 研究の工程（研究項目、年次計画等）が公募課題の内容と一致しているか。	A : 一致している B : 概ね一致している C : 一致していない
	2. 研究目標を達成できる適切な研究計画（サンプリング法を含む。）となっているか。	A : 適切である B : 概ね適切である C : 適切でない
	3. 提案された研究成果や研究方法に十分な新規性、先導性があるか。	A : 十分である B : 概ね十分である C : 十分でない
III. 成果利用	1. 提案された研究成果は、現場（生産、加工、流通、検査機関等）において活用できるか。	A : 活用できる B : 概ね活用できる C : 活用できない
IV. 実施体制	1. 研究を遂行するための人員体制であるか。	
	(1) 人員に十分な能力があるか。	A : 十分である B : 概ね十分である C : 十分でない
	(2) 成果を得るために必要な人員を確保しているか。	A : 確保している B : 概ね確保している C : 確保していない
	2. 成果を得るために必要な機器、施設が整備されているか。	A : 整備されている B : 概ね整備されている C : 整備されていない
3. 予算の執行計画が適切か。（人件費が過大でないか、不要な機器の購入の計画がないか等）	A : 適切である B : 概ね適切である C : 適切でない	

レギュラトリーサイエンス新技術開発事業審査票

審査委員名 _____

研究課題名			
研究総括者名			
審査項目	審査基準		コメント
I. 趣旨理解	1. 公募課題の内容を応募者が理解しているか。	A : 理解している B : 概ね理解している C : 理解していない	
II. 提案内容	1. 研究の工程（研究項目、年次計画等）が公募課題の内容と一致しているか。	A : 一致している B : 概ね一致している C : 一致していない	
	2. 研究目標を達成できる適切な研究計画（サンプリング法を含む。）となっているか。	A : 適切である B : 概ね適切である C : 適切でない	
	3. 提案された研究成果や研究方法に十分な新規性、先導性があるか。	A : 十分である B : 概ね十分である C : 十分でない	
III. 成果利用	1. 提案された研究成果は、現場（生産、加工、流通、検査機関等）において活用できるか。	A : 活用できる B : 概ね活用できる C : 活用できない	
IV. 実施体制	1. 研究を遂行するための人員体制であるか。		
	(1) 人員に十分な能力があるか。	A : 十分である B : 概ね十分である C : 十分でない	
	(2) 成果を得るために必要な人員を確保して	A : 確保している B : 概ね確保している	

	いるか。	C : 確保していない	
2.	成果を得るために必要な機器、施設が整備されているか。	A : 整備されている B : 概ね整備されている C : 整備されていない	
3.	予算の執行計画が適切か。 (人件費が過大でないか、 不要な機器の購入の計画がないか等)	A : 適切である B : 概ね適切である C : 適切でない	